

# 各論Ⅱ

---

## ● 内 容

---

- 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策
- 第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項
- 第3章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画

# 第1章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

## 1-1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、地域の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じた区域を設定するものとしています。

本市の区域設定にあたっては、「8つの行政区」を教育・保育提供区域として位置づけます。

また、地域子ども・子育て支援事業においては、この8区域を基本としつつ、ニーズや提供体制が広域的・統一的であるなどの事業については、全市域を提供区域に設定します。



【各区の人口】

区名	総人口		0～5歳人口		6～11歳人口		教育・保育施設数
	人口	増減比	人口	増減比	人口	増減比	
北区	74,113	97.3%	3,055	91.0%	3,779	94.0%	27
	72,106		2,782		3,552		
東区	136,779	97.3%	6,471	91.2%	6,638	94.0%	49
	133,075		5,900		6,241		
中央区	175,242	97.3%	8,026	91.2%	8,355	94.0%	68
	170,496		7,320		7,853		
江南区	68,626	97.3%	3,320	91.1%	3,723	94.1%	31
	66,768		3,024		3,502		
秋葉区	76,998	97.3%	3,431	91.2%	4,021	94.0%	28
	74,913		3,127		3,780		
南区	44,786	97.3%	2,001	91.1%	2,148	94.0%	17
	43,573		1,822		2,020		
西区	156,464	97.3%	7,438	91.1%	8,213	94.0%	54
	152,227		6,778		7,718		
西蒲区	56,889	97.3%	2,129	90.9%	2,531	94.1%	21
	55,348		1,935		2,380		
新潟市計	789,897	97.3%	35,871	91.1%	39,408	94.0%	295
	768,506		32,688		37,046		

※上段は平成31年実績値、下段は令和6年推計値

## 1-2 教育・保育の量の見込み及び確保の方策

### (1) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の方策」

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後に、必要な箇所に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

#### 【必要な量の見込み（令和2・3年度）】

		R 1 実績				R 2 見込み				R 3 見込み			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳	3-5歳	3-5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	5,030	13,338	7,967	1,210	4,653	13,216	8,040	1,297	4,330	13,209	8,261	1,331
	②定員	7,445	13,947	7,404	2,227	7,503	14,248	7,578	2,295	7,503	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	2,415	609	▲563	1,017	2,850	1,032	▲462	998	3,173	1,039	▲683	964
北区	①利用数	252	1,317	685	106	235	1,302	689	115	220	1,299	707	119
	②定員	436	1,426	755	211	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	184	109	70	105	201	140	78	103	216	143	60	99
東区	①利用数	848	2,315	1,418	222	770	2,290	1,428	234	702	2,285	1,468	235
	②定員	1,161	2,285	1,394	360	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	313	▲30	▲24	138	436	59	▲18	136	504	64	▲58	135
中央区	①利用数	1,983	2,400	1,706	258	1,854	2,391	1,738	275	1,746	2,402	1,800	281
	②定員	2,799	2,593	1,488	610	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	816	193	▲218	352	955	215	▲236	338	1,063	204	▲298	332
江南区	①利用数	194	1,516	794	120	182	1,491	773	123	173	1,479	766	122
	②定員	255	1,654	773	175	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	61	138	▲21	55	88	170	16	56	97	182	23	57
秋葉区	①利用数	388	1,293	719	114	349	1,270	729	127	314	1,258	753	136
	②定員	887	1,294	671	130	911	1,333	710	149	911	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	499	1	▲48	16	562	63	▲19	22	597	75	▲43	13
南区	①利用数	58	965	487	59	55	942	494	65	52	927	507	69
	②定員	70	983	342	140	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	12	18	▲145	81	15	98	▲128	84	18	113	▲141	80
西区	①利用数	1,188	2,472	1,629	271	1,100	2,477	1,654	292	1,025	2,502	1,710	300
	②定員	1,658	2,586	1,441	421	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	470	114	▲188	150	582	169	▲175	145	657	144	▲231	137
西蒲区	①利用数	119	1,060	529	60	108	1,053	535	66	98	1,057	550	69
	②定員	179	1,126	540	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	60	66	11	120	11	118	20	114	21	114	5	111

## 【必要な量の見込み（令和4～6年度）】

		R 4 見込み				R 5 見込み				R 6 見込み			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3-5 歳	3-5 歳	1・2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1・2 歳	0 歳	3-5 歳	3-5 歳	1・2 歳	0 歳
全市	①利用数	3,938	12,935	8,626	1,362	3,658	12,973	8,799	1,387	3,383	13,003	8,942	1,409
	②定員	7,428	14,248	7,578	2,295	7,278	14,248	7,578	2,295	7,113	14,248	7,578	2,295
	過不足分(②-①)	3,490	1,313	▲1,048	933	3,620	1,275	▲1,221	908	3,730	1,245	▲1,364	886
北区	①利用数	202	1,270	736	123	189	1,272	749	126	177	1,273	760	129
	②定員	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218	436	1,442	767	218
	過不足分(②-①)	234	172	31	95	247	170	18	92	259	169	7	89
東区	①利用数	624	2,235	1,531	237	565	2,240	1,560	237	506	2,241	1,584	237
	②定員	1,206	2,349	1,410	370	1,206	2,349	1,410	370	1,116	2,349	1,410	370
	過不足分(②-①)	582	114	▲121	133	641	109	▲150	133	610	108	▲174	133
中央区	①利用数	1,609	2,364	1,894	286	1,515	2,382	1,946	291	1,425	2,400	1,990	294
	②定員	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613	2,809	2,606	1,502	613
	過不足分(②-①)	1,200	242	▲392	327	1,294	224	▲444	322	1,384	206	▲488	319
江南区	①利用数	160	1,438	775	120	152	1,432	767	118	143	1,425	756	115
	②定員	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179	270	1,661	789	179
	過不足分(②-①)	110	223	14	59	118	229	22	61	127	236	33	64
秋葉区	①利用数	274	1,221	790	143	244	1,215	809	150	214	1,209	825	157
	②定員	836	1,333	710	149	686	1,333	710	149	611	1,333	710	149
	過不足分(②-①)	562	112	▲80	6	442	118	▲99	▲1	397	124	▲115	▲8
南区	①利用数	49	893	532	72	47	882	544	75	45	872	555	78
	②定員	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149	70	1,040	366	149
	過不足分(②-①)	21	147	▲166	77	23	158	▲178	74	25	168	▲189	71
西区	①利用数	933	2,475	1,794	308	868	2,506	1,838	315	804	2,535	1,877	321
	②定員	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437	1,682	2,646	1,479	437
	過不足分(②-①)	749	171	▲315	129	814	140	▲359	122	878	111	▲398	116
西蒲区	①利用数	87	1,039	574	73	78	1,044	586	75	69	1,048	595	78
	②定員	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180	119	1,171	555	180
	過不足分(②-①)	32	132	▲19	107	41	127	▲31	105	50	123	▲40	102

## 【確保の方策】

1号認定は、現在の提供体制で受け入れ可能であり、将来的な見込みに対しても供給過多のため、適切な定員調整を行います。3号認定（1・2歳）の定員は、需要に対して不足している状況です。引き続き、施設整備や開閉設の比較的容易な小規模保育事業の活用など、当分の間の低年齢児を中心とした、受け入れ体制の拡充を図ります。併せて、供給過多である1号の定員数を低年齢児の受け入れにシフトする方向性についても検討していきます。

なお、これらについては「市立保育園配置計画」の基本方針に基づき検討・実施していきます。

## 1-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の方策」

本市の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の方策」は次のとおりです。

No.	子ども・子育て支援法における事業	本市事業名称
①	利用者支援事業	妊娠・出産サポート体制整備事業 (妊娠・子育てほっとステーション)
②	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業
③	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査
④	乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業
⑤	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援訪問事業
⑥	子育て短期支援事業	こどもショートステイ
⑦	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
⑧	一時預かり事業	一時預かり事業〔保育施設によるもの〕 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕
⑨	時間外保育事業	延長保育事業
⑩	病児保育事業	病児・病後児保育事業
⑪	放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業(※1)	実費徴収に係る補足給付事業
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(※1)	障がい児保育事業(一部)(※2)

※1 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業と⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み・確保の方策を算出する事業の対象外となっています。

※2 ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、「ア) 新規参入施設等への巡回支援」及び「イ) 認定こども園特別支援教育・保育経費」からなっていますが、本市では「イ)」を実施しています。

## ① 妊娠・出産サポート体制整備事業

**対 象** 妊婦、子どもとその保護者

### 事業概要

妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行うため、各区「妊娠・子育てほっとステーション」に保健師・助産師等の専門職（マタニティナビゲーター）を配置し、一人で悩まない子育て環境を整備します。

### 現状と課題

晩産化や核家族化により、子育て家庭が身近な家族等の支援が受けられない、また、不安が生じやすい状況にあるため、孤立させず適切なサポートにつなげていく必要があります。

### 取り組みの方向性

「妊娠・子育てほっとステーション」を中心に、NPO法人等の民間事業者を含めた関係機関との連携を強化し、きめ細やかな支援の充実を図ります。

また、民間事業者等、サポートにつながる社会資源の拡充を検討します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 実施か所数（か所）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	8	8	8	8	8	8
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
北区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
東区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
江南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
秋葉区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	1	1	1	1	1	1
	確保の方策	1	1	1	1	1	1

## ② 地域子育て支援センター事業

**対 象** 0歳～5歳の子どもとその保護者

### 事業概要

家庭や地域における子育て環境の変化や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域の身近な場所で乳幼児と保護者の相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。

### 現状と課題

0～2歳児の教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、地域子育て支援センターの利用人数の減少や利用児童の低年齢化が進んでいることから、利用する子どもが安心して過ごせるような配慮や工夫とともに、利用者の年齢やニーズに応じた事業内容の見直しが必要です。また、利用者の多様なニーズに対応するための、職員のスキルアップが求められています。

### 取り組みの方向性

主な利用児童である0～1歳児に合わせた子育て等に関する相談・支援の実施や、教育・保育施設への入園を含む多様な保育サービスに関する情報、及び地域の子育て関連情報の提供を充実させるとともに、各支援センター間の連携による職員の資質向上を図るための取り組みを行います。また、利用状況等を踏まえ、必要に応じ施設数の見直しや施設の整備（改修・移転を含む）を検討します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用者数(人/年) 確保の方策：実施か所数(か所)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R1	R2	R3	R4	R5
全市	量の見込み	301,745	298,335	294,964	291,631	288,336	285,077
	確保の方策	45	45	45	45	45	45
北区	量の見込み	22,062	21,812	21,566	21,323	21,082	20,844
	確保の方策	6	6	6	6	6	6
東区	量の見込み	31,854	31,494	31,138	30,786	30,438	30,094
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
中央区	量の見込み	78,006	77,125	76,253	75,391	74,539	73,697
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
江南区	量の見込み	27,428	27,118	26,812	26,509	26,209	25,913
	確保の方策	3	3	3	3	3	3
秋葉区	量の見込み	32,706	32,336	31,971	31,610	31,253	30,899
	確保の方策	5	5	5	5	5	5
南区	量の見込み	22,338	22,085	21,836	21,589	21,345	21,104
	確保の方策	4	4	4	4	4	4
西区	量の見込み	53,318	52,715	52,120	51,531	50,949	50,373
	確保の方策	8	8	8	8	8	8
西蒲区	量の見込み	34,033	33,649	33,268	32,892	32,521	32,153
	確保の方策	6	6	6	6	6	6

### ③ 妊婦健康診査

対 象	妊婦
事 業 概 要	国の示す「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿った健康診査（全14回）にかかる費用を助成し、妊婦の健康管理と経済的な負担の軽減を図ります。
現 状 と 課 題	妊婦健康診査の結果、治療や経過観察等を要する妊婦が増加しています。
取り組みの方向性	定期的な受診の重要性を周知するなど、妊婦健康診査受診の徹底を図るとともに、産前からの子育てに関する情報提供の機会として活用を努めます。

#### 【必要な量の見込み】

量の見込み： のべ受診回数(回/年)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	70,657	65,272	64,181	62,983	61,691	60,362
	確保の方策		«提供区域» 全市  «確保の方策の提供体制» 委託医療機関：8 病院、17 診療所、1 助産所  «実施時期» 【妊娠初期～妊娠 23 週】 4 週間に 1 回 【妊娠 24 週～妊娠 35 週】 2 週間に 1 回 【妊娠 36 週～分娩】 1 週間に 1 回				



#### ④ こんにちは赤ちゃん訪問事業

**対 象** 生後4か月までの乳児とその保護者

**事業概要** 生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、計測や育児相談のほか、子育て支援に関する情報提供や親子の心身状況、養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

**現状と課題** 晩産化や核家族化により、身近な家族等の支援が受けられず孤立化しやすい、育児不安が生じやすい状況にあります。

**取り組みの方向性** 産後うつや早期発見や育児不安の解消、児童虐待防止のため、すべての家庭への訪問を実施することで、養育環境を把握し、必要な支援につなげます。

#### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 訪問乳児数（人／年）		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
	確保の方策	5,964	5,504	5,412	5,311	5,202	5,090
北区	量の見込み	514	453	446	437	428	419
	確保の方策	514	453	446	437	428	419
東区	量の見込み	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
	確保の方策	1,067	1,037	1,020	1,001	980	959
中央区	量の見込み	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
	確保の方策	1,430	1,315	1,293	1,269	1,243	1,216
江南区	量の見込み	554	496	488	479	469	459
	確保の方策	554	496	488	479	469	459
秋葉区	量の見込み	547	511	502	493	483	472
	確保の方策	547	511	502	493	483	472
南区	量の見込み	312	278	273	268	263	257
	確保の方策	312	278	273	268	263	257
西区	量の見込み	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
	確保の方策	1,215	1,123	1,104	1,084	1,062	1,039
西蒲区	量の見込み	325	291	286	281	275	269
	確保の方策	325	291	286	281	275	269

※本事業の量の見込みは0歳児の推計人口を基に算出しており、各区の見込み数は按分率により算出しているため、端数処理の関係で、内訳と合計が合わない箇所があります。

## ⑤ 養育支援訪問事業

対 象	養育支援が必要な家庭（子どもの年齢は18歳未満）、特定妊婦
事業概要	特に支援が必要と認められる子どもや保護者に対して、保健師による専門的相談支援及び養育支援ヘルパーを対象家庭に派遣し、育児・家事等の援助を実施します。
現状と課題	各区の保健師や児童虐待対応職員が必要な家庭を把握し利用につなげることとなりますが、利用者の承諾を得ることができず、実施に至らないケースに対してどのようにアプローチしていくかが課題です。
取り組みの方向性	各区の保健師や児童虐待対応職員等が連携し、支援が必要な家庭を適切に把握するとともに、対象者から派遣の同意を得られるよう工夫していきます。 中長期的に支援が必要とされる家庭については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携しながら見守り支援をするとともに、他の福祉サービスにつなぐなど、継続して支援が受けられるよう努めます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ訪問回数（回／年）		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	140	145	150	155	160	165
	確保の方策	140	145	150	155	160	165
	関わりの件数	800	810	820	830	840	850
北区	量の見込み	5	6	6	7	7	8
	確保の方策	5	6	6	7	7	8
東区	量の見込み	44	44	45	46	47	48
	確保の方策	44	44	45	46	47	48
中央区	量の見込み	20	21	22	23	24	25
	確保の方策	20	21	22	23	24	25
江南区	量の見込み	18	18	19	19	20	20
	確保の方策	18	18	19	19	20	20
秋葉区	量の見込み	10	11	12	12	13	14
	確保の方策	10	11	12	12	13	14
南区	量の見込み	5	6	6	7	7	7
	確保の方策	5	6	6	7	7	7
西区	見込み	31	32	32	33	34	35
	確保の方策	31	32	32	33	34	35
西蒲区	量の見込み	7	7	8	8	8	8
	確保の方策	7	7	8	8	8	8

※関わりの件数：各区役所（健康福祉課）が当該年度に新規で対応した児童虐待対応件数と前年度からの継続対応件数を合計した件数（実児童数）

## ⑥ こどもショートステイ

**対 象** 0歳～小学6年生の子ども

**事業概要** 保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に預かります。

**現状と課題** 制度上は、対象年齢が0歳から小学6年生ですが、受け入れ可能施設が乳児院のみであることから、実際は0～2歳までの受け入れとなっています。今後、受け入れ可能年齢の拡大に向けて他施設と協議を進める必要があります。

**取り組みの方向性** 受け入れの拡大のため、本事業を実施できる施設への働きかけを行います。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用人数（人／年）		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	66	89	84	84	84	79
	確保の方策	96	96	96	96	96	96
			«提供区域» 全市  «確保の方策の提供体制» 乳児院 1施設				

## ⑦ ファミリー・サポート・センター事業

対 象 0歳～18歳の子どもの保護者

### 事業概要

事前の会員登録により、子どもの預かりや送迎等の援助を受けたい会員（依頼会員）と援助を行いたい会員（提供会員）をマッチングさせ、相互援助活動の連絡・調整を行います。病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズにも対応します。

### 現状と課題

平成30年に活動件数が大幅に増加した一方で、提供会員数が伸びていない状況です。今後も活動件数が増える見込みであるため、さらなる提供会員の確保が必要です。

### 取り組みの方向性

説明会の開催や広報活動による周知や働きかけを工夫し、提供会員の増加を目指します。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した病児の代理受診など利用範囲や使い方について、よりわかりやすい周知を図ります。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： のべ利用人数（人／年） 会員数：人／年度末時点		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	確保の方策	7,993	8,634	9,481	10,339	11,312	12,287
	提供会員数	499	518	537	557	578	600
	依頼会員数	2,393	2,585	2,839	3,096	3,387	3,679
北区	量の見込み	694	750	824	898	983	1,067
	確保の方策	694	750	824	898	983	1,067
	提供会員数	54	62	68	74	81	88
東区	量の見込み	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	確保の方策	1,577	1,704	1,871	2,040	2,232	2,425
	提供会員数	78	90	98	107	117	127
中央区	量の見込み	2,049	2,213	2,430	2,651	2,899	3,149
	確保の方策	2,049	2,213	2,430	2,651	2,899	3,149
	提供会員数	133	153	168	183	200	217
江南区	量の見込み	765	826	907	989	1,083	1,176
	確保の方策	765	826	907	989	1,083	1,176
	提供会員数	29	33	37	40	44	48
秋葉区	量の見込み	114	123	135	147	161	175
	確保の方策	114	123	135	147	161	175
	提供会員数	44	50	55	60	66	71
南区	量の見込み	144	155	170	186	203	221
	確保の方策	144	155	170	186	203	221
	提供会員数	28	32	35	39	42	46
西区	量の見込み	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	確保の方策	2,517	2,719	2,985	3,255	3,562	3,869
	提供会員数	116	134	147	160	175	190
西蒲区	量の見込み	133	144	159	173	189	205
	確保の方策	133	144	159	173	189	205
	提供会員数	17	20	21	24	27	29

## ⑧-1 一時預かり事業〔保育施設によるもの〕

対 象 0歳～5歳の子ども

### 事業概要

日中、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園等で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

### 現状と課題

現在、事業の利用児童は0～2歳児が大半を占めていますが、利用児童の低年齢化が進むことにより事業全体の利用人数も出生数とともに減少傾向にあります。

また、利用児童の年齢層の変化から、各施設で提供される事業内容についても見直しが必要になっています。

### 取り組みの方向性

保護者の用事やリフレッシュ目的による一時預かりの需要に対応できるよう、拠点園のほかすべての保育施設で一時預かりを実施します。また、入園できなかった場合の一時的な利用にも対応します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施か所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R1	R2	R3	R4	R5
全市	量の見込み	23,611	21,795	20,007	18,417	16,930	15,574
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	825	762	699	644	592	544
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	3,882	3,583	3,289	3,028	2,784	2,561
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	10,286	9,496	8,717	8,023	7,375	6,785
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,236	1,141	1,047	964	886	815
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	1,230	1,135	1,042	959	882	811
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	1,231	1,136	1,043	960	883	812
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	3,925	3,623	3,326	3,062	2,814	2,589
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西蒲区	量の見込み	996	919	844	777	714	657
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

## ⑧-2 一時預かり事業〔幼稚園によるもの〕

対 象 3歳～5歳の子ども

事業概要 市内の私立幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

現状と課題 幼稚園における一時預かり（預かり保育）については、従来、実績把握が困難でしたが、幼児教育・保育の無償化により、定期利用者（新2号・新3号該当者）の利用ニーズ想定が可能となりました。  
幼稚園教諭・保育士の不足により、事業実施（希望園児の受け入れ人数確保）ができない施設が生じるおそれがあります。

取り組みの方向性 市内のすべての私立幼稚園において預かり保育を継続実施することができるよう、幼稚園教諭の確保及び補助制度の拡充に取り組みます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施か所数		実績(見込)		本計画期間の見込み量			
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	6,525	84,438	82,917	79,791	78,668	77,524
	確保の方策	5	11	11	11	11	11
北区	量の見込み	0	9,134	8,969	8,631	8,510	8,386
	確保の方策	2	2	2	2	2	2
東区	量の見込み	233	9,540	9,368	9,015	8,888	8,759
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
中央区	量の見込み	0	44,655	43,850	42,198	41,603	40,998
	確保の方策	6	5	5	5	5	5
江南区	量の見込み	0					
	確保の方策	0	0	0	0	0	0
秋葉区	量の見込み	0	6,089	5,980	5,754	5,673	5,591
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
南区	量の見込み	0	4,770	4,684	4,507	4,444	4,379
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西区	量の見込み	2,586	10,250	10,066	9,686	9,550	9,411
	確保の方策	1	1	1	1	1	1
西蒲区	量の見込み	3,706					
	確保の方策	1	0	0	0	0	0

※「量の見込み」行の「実績」（見込）欄は市の補助事業利用分です。

## ⑨ 延長保育事業

対 象 0歳～5歳の子ども（在園児）

事業概要 11時間の開所時間を超える保育需要へ対応するため、開所時間の前後において延長保育を実施します。

現状と課題 多様化する就業体系における保育ニーズに対応するため、すべての園で延長保育事業を実施しています。

取り組みの方向性 引き続き、すべての保育施設での延長保育事業を実施します。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数（人／年） 確保の方策：実施か所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
			R1	R2	R3	R4	R5
全市	量の見込み	12,956	12,978	13,120	13,190	13,326	13,438
	確保の方策	271	279	279	279	279	279
北区	量の見込み	1,214	1,216	1,229	1,236	1,248	1,259
	確保の方策	25	25	25	25	25	25
東区	量の見込み	2,487	2,491	2,518	2,532	2,558	2,579
	確保の方策	46	47	47	47	47	47
中央区	量の見込み	2,710	2,715	2,745	2,759	2,788	2,811
	確保の方策	61	62	62	62	62	62
江南区	量の見込み	1,310	1,312	1,326	1,333	1,347	1,358
	確保の方策	31	31	31	31	31	31
秋葉区	量の見込み	904	906	916	921	930	938
	確保の方策	20	22	22	22	22	22
南区	量の見込み	926	927	938	943	952	960
	確保の方策	16	17	17	17	17	17
西区	量の見込み	2,690	2,694	2,724	2,738	2,767	2,790
	確保の方策	52	54	54	54	54	54
西蒲区	量の見込み	715	717	724	728	736	743
	確保の方策	20	21	21	21	21	21

## ⑩ 病児・病後児保育事業

対 象 生後6か月～小学6年生の子ども

### 事業概要

病児(病児)や病気の回復期(病後児)にある児童について、保護者が就労などにより、家庭で看護又は保育できないときに、医療機関や保育施設に併設した病児・病後児保育施設で一時的に保育を行います。

### 現状と課題

令和元年度に南区で医療機関併設の病児保育、北区・西蒲区では保育施設併設の病後児保育を実施することにより、全区でのサービス提供となります。

なお、利用者は0～2歳が全体の70%を占めています。共働きやひとり親の増加等によりニーズは依然として高い状況にありますが、感染症は隔離が必要となるなど、施設の定員まで受け入れできない場合もあることや、急なキャンセルの対応など充足率の低下も課題となっています。

### 取り組みの方向性

利用ニーズは依然として高い状況のため、充足率の向上と併せて、必要に応じて医療機関併設を基本とした整備の検討を行います。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み：のべ利用人数(人/年) 確保の方策：実施か所数		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	量の見込み	12,680	14,871	15,722	16,411	17,373	18,226
	確保の方策	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)	12(79)
北区	量の見込み	537	1,568	1,639	1,710	1,785	1,864
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
東区	量の見込み	2,458	2,436	2,413	2,391	2,369	2,347
	確保の方策	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)	2(12)
中央区	量の見込み	3,656	3,848	4,049	4,261	4,484	4,719
	確保の方策	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)	3(22)
江南区	量の見込み	1,705	1,668	1,632	1,597	1,563	1,530
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
秋葉区	量の見込み	1,135	1,255	1,388	1,535	1,697	1,877
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
南区	量の見込み	237	693	817	963	1,135	1,337
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)
西区	量の見込み	2,863	3,036	3,219	3,414	3,620	3,838
	確保の方策	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)	2(15)
西蒲区	量の見込み	89	367	565	540	720	714
	確保の方策	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)	1(6)

※確保の方策の( )内は定員数



## ⑪ 放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

対 象 小学生

### 事業概要

就労等により昼間保護者がいない小学校の児童に対し、授業終了後や土曜日に遊びや生活の場を提供し、家庭や地域との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を行います。

### 現状と課題

放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、公設クラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受け入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。

利用する児童の増加に対応するため、引き続き受け入れ体制の確保が必要です。

### 取り組みの方向性

引き続き待機児童を出さないよう受け入れ体制を整えるため、公設クラブの施設整備や民設クラブへの運営助成を行っていきます。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、子どもふれあいスクールとの一体的な実施や、放課後児童クラブの質の向上を進めます。

### 【必要な量の見込み】

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績		本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6		
全市	低学年	量の見込み	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243		
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243		
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634		
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634		

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績	本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	
北区	低学年	量の見込み	803	807	797	808	801	805	
		確保の方策	803	807	797	808	801	805	
	高学年	量の見込み	129	143	156	161	162	161	
		確保の方策	129	143	156	161	162	161	
東区	低学年	量の見込み	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820	
		確保の方策	1,475	1,533	1,587	1,678	1,733	1,820	
	高学年	量の見込み	307	346	381	384	398	415	
		確保の方策	307	346	381	384	398	415	
中央区	低学年	量の見込み	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250	
		確保の方策	1,875	1,938	1,997	2,067	2,165	2,250	
	高学年	量の見込み	435	497	552	570	588	608	
		確保の方策	435	497	552	570	588	608	
江南区	低学年	量の見込み	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102	
		確保の方策	969	1,005	1,019	1,036	1,074	1,102	
	高学年	量の見込み	187	210	222	229	237	242	
		確保の方策	187	210	222	229	237	242	
秋葉区	低学年	量の見込み	917	899	904	917	967	990	
		確保の方策	917	899	904	917	967	990	
	高学年	量の見込み	317	353	386	399	392	396	
		確保の方策	317	353	386	399	392	396	
南区	低学年	量の見込み	455	473	493	511	533	526	
		確保の方策	455	473	493	511	533	526	
	高学年	量の見込み	85	98	106	109	113	118	
		確保の方策	85	98	106	109	113	118	
西区	低学年	量の見込み	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128	
		確保の方策	1,869	1,942	1,956	2,016	2,055	2,128	
	高学年	量の見込み	357	400	439	445	461	467	
		確保の方策	357	400	439	445	461	467	
西蒲区	低学年	量の見込み	583	612	634	631	621	622	
		確保の方策	583	612	634	631	621	622	
	高学年	量の見込み	172	193	201	209	218	227	
		確保の方策	172	193	201	209	218	227	

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

対 象	①特定教育・保育施設に在籍する、生活保護受給世帯の子ども ②新制度へ移行していない幼稚園に在籍する、年収360万円未満相当世帯、又は小学3年生以下から数えて第3子以降にあたる子ども
事業概要	①教材費など実費徴収額の一部を補助します。 ②給食費の実費徴収額のうち、副食材料費の一部を補助します。 国制度に則り事業を実施しています。
現状と課題	副食材料費の補足給付については、幼児教育・保育の無償化に併せて新たに開始されたため、事業規模等を精査する必要があります。
取り組みの方向性	①は低所得者世帯の子どものすこやかな成長の支援として、②は特定教育・保育施設における副食費免除加算に相当する補助事業として、引き続き実施します。

## ⑬ 障がい児保育事業（一部）

対 象	特別な支援が必要な子どものうち、私学助成など他の制度で支援の対象とならない子どもを受け入れ、そのための職員を配置している私立認定こども園
事業概要	特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築し、当該子どもの福祉向上を図るため、当該子どもを受け入れ、そのための職員を配置した施設に対して、その経費を助成します。
現状と課題	特別な支援が必要な子どもの施設への受け入れニーズは年々高まっており、施設もそのための職員を配置することにより対応しています。
取り組みの方向性	引き続き、特別な支援が必要な子どもの受け入れを促進するとともに、対象施設への経費の助成を行います。

## 第2章 子ども・子育て支援法に基づく基本指針によるその他の記載事項

### 2-1 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

#### (1) 認定こども園への移行支援・普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に乳幼児期の保育や学校教育を一体的に行う利便性の高い施設であることから、既存の幼稚園や保育園からの移行について、地域の状況、利用者のニーズ、施設・設備等の状況や設置者の意向を踏まえて支援するとともに、認定こども園の適正な配置に努めます。

#### (2) 質の高い教育・保育等の役割・基本的考え方及びその推進方策

##### ① 教育・保育に係るスタッフの資質の確保・向上に関する考え方

教育や保育に携わる職員の専門性を高め、資質の向上を図るための研修の機会を確保します。また、教育・保育実践とその振り返りの中で、専門性を向上させていく体制整備に努めます。

##### ② 幼保こ小の連携・接続に関する考え方

子どもに対する一貫した教育や個々の子どもに応じたきめ細やかな対応を図るため、「新潟市共通幼小接続期カリキュラム」に基づいたカリキュラムの導入や職員研修を推進することで小学校への円滑な接続に努めます。

##### ③ 教育・保育施設と地域型保育事業の連携・接続に関する考え方

小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を確保することを働きかけるとともに、卒園後の受け皿の相談など保護者に寄り添った支援を行うため、各区に保育コンシェルジュを配置するなど、円滑な接続を確保していきます。

##### ④ 障がいのある子どもや外国につながる幼児等に対する配慮に関する考え方

障がいのある子どもや、海外から帰国した幼児、外国人幼児なども適切に教育・保育サービスが受けられるよう、相談支援や情報提供などきめ細やかな対応を図るとともに、小学校への円滑な接続を視野に、個々の子どもの状況・特性に応じた支援を提供できる体制整備に努めます。

## 2-2 子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である幼児教育の重要性や保護者の経済負担の軽減等を勘案しつつ、給付の公正化・適正化や保護者の利便性、施設の事務負担の軽減化を図り、今後も定期的に事務の見直しを行います。

給付方法の具体は、新制度未移行幼稚園については、従来の就園奨励費との事務の連続性を鑑み、一部事務の簡略化を図るとともに、法定代理受領にて毎月給付することを基本とします。

また、保護者負担の軽減や過誤請求・給付誤り防止のため、預かり保育事業や認可外保育施設については、入所施設での給付申請取りまとめを依頼し、償還払いにて毎月の給付に取り組むこととします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、新潟県と常に連携しながら、情報共有及び公開を行い、保育の質の向上が図られるよう施設等への働きかけを行います。

## 2-3 指針に基づく任意記載事項に係る事業

### (1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本計画に基づき、教育・保育施設の整備による定員の拡充、地域型保育事業の実施などにより保育の受け皿の拡大を図るとともに、適切な情報提供や入園等に関する相談にきめ細かに対応するなど、保護者に寄り添った支援に努めます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

児童虐待への対応や社会的養護、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児への支援など特別な支援を要する子どもへの支援のためには、各機関での専門的で適切な対応や相互の連携が必要です。

#### ① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待から子どもを守るため、育児不安の軽減を図るなど発生予防に努めるとともに、関係機関が連携し情報共有と早期発見、早期対応に努め、子どもの安全を第一に考えた取り組みを進めます。

また、児童相談所及び「子ども家庭総合支援拠点」の機能の検討を踏まえ、必要な体制整備と職員の資質向上に取り組めます。

さらに、平成 28 年以降の児童福祉法等の改正を踏まえ、子どもの権利擁護に関して体罰によらない子育ての推進をはじめ、児童虐待防止や通告義務等に関して、市民へ広く周知・啓発し、地域全体で子どもを守る体制の充実に努めます。

#### ② 社会的養護体制の充実

社会的養護が必要な子どもについては、できる限り家庭的な環境での養護を進めるため、里親委託の推進やファミリーホームへの支援を行います。

また、施設や里親等からの自立後のアフターケアにも取り組むとともに、職員の資質向上や人材確保を図り、専門的ケアの充実に努めます。

#### ③ ひとり親家庭への自立支援

児童扶養手当の給付やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援のほか、母子・父子自立支援員による就労支援などを総合的に推進することで、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。

また、ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を引き続き実施します。

#### ④ 障がい児施策の充実

障がいのある子どもやその家庭に対する支援については、児童発達支援センター「こころん」が中核的な役割を担い、各事業所や関係機関と連携し、地域の支援体制の充実に努めます。

また、早期の気づきや対応のための相談・支援の強化や、療育機関、通所・入所支援、特別支援教育の充実に努めるとともに、社会的な理解や地域社会への参加を推進します。

医療的ケアが必要な子どもやその家族が、地域で安心して生活できるよう医療・福祉・教育分野等が連携して支援体制の充実を図ります。

なお、具体的な取り組みは、施策 1-5 配慮が必要な子どもへの支援（P61）、施策 2-4 ひとり親家庭への自立支援（P71）、施策 3-3 児童虐待防止と要保護児童等対策（P78）、施策 3-4 社会的養護体制の充実（P80）に掲載しています。

### **（３）労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策**

共働き家庭の増加、雇用環境の変化、核家族化など、仕事をしながら子育てをしていくためには、従来の長時間労働や性別による固定的な役割分担意識に影響を受けてきた働き方を見直すことと、保護者が利用できる有用な子育て支援サービスを展開することを両輪として同時並行で進めていくことが必要です。

#### **① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し**

ワーク・ライフ・バランス推進の取り組みが、親としての家庭生活に重要であるばかりではなく、ビジネスパーソンとしてのキャリア形成や、企業・事業主にとっても人材確保や生産性の向上等につながることを理解してもらうような啓発を進めます。

また、長時間労働の縮減や、年次有給休暇取得促進のための啓発のほか、育児休業や子育てに関わる休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進します。

#### **② 子育てと仕事の両立のための基盤整備**

保育の受け皿を拡充していくほか、多様な働き方に対応した保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、出産などで退職したり、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援します。

#### **③ 土曜日や長期休暇中の保育等に関する普及啓発**

保護者の働き方等に対応した保育サービス等の充実を図る一方で、子どもの「最善の利益」実現の観点からは、保護者が仕事をする中でも、できるだけ子どもと過ごす時間を持ち、コミュニケーションを大切にすることが必要と考えられ、また、保育士の働き方や保育の質の確保の観点からも、保育施設等開所日でも、土曜日やお盆期間中など保護者が休みの日は、家庭での保育を呼びかけるなど保護者や企業等への普及啓発を行います。

なお、具体的な取り組みは、施策 3-1 子育てと仕事の両立支援、企業・民間団体等との連携と機運醸成（P74）に掲載しています。

## 第 3 章 子ども・子育て支援事業計画に係るその他の計画

### 3-1 次世代育成支援対策行動計画との整合について

本市では、平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を策定し、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間、前・後 2 期にわたり次世代育成支援対策に関する基本的方向性や実施する施策及びその目標を示し、取り組みを推進してきました。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が法定義務となり、次世代育成支援対策行動計画は任意策定となったことから、平成 27 年度からは「新潟市次世代育成支援対策行動計画（すこやか未来アクションプラン）」を継承しつつ、内容を重点化した「新潟市子ども・子育て支援事業計画（新・すこやか未来アクションプラン）」（以下「第 1 期計画」という）を策定し、子ども・子育て施策の推進を図っています。

なお、本計画には第 1 期計画と同様に、次世代育成支援対策行動計画のうち、必要な事項についても盛り込んでいます。



## 3-2 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画

### (1) 放課後児童クラブ

#### ① 年度ごとの見込み及び目標（再掲）

量の見込み／確保の方策： 登録児童数（人／毎年5月1日時点）			実績					
			本計画期間の見込み量					
			R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	低学年	量の見込み	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243
		確保の方策	8,946	9,209	9,387	9,664	9,949	10,243
	高学年	量の見込み	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634
		確保の方策	1,989	2,240	2,443	2,506	2,569	2,634

※各区の量の見込み及び確保の方策についてはP100に記載

#### ② 放課後児童クラブ実施の主な取り組み

##### ア) 施設・受け皿の確保

「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。

今後も利用児童数の増加に対応し児童が生活するスペースを確保するため、小学校内の余裕教室の活用を基本としながら、状況に応じてその他の施設も活用し放課後児童クラブの整備を行っていきます。

##### イ) 職員の配置・質の向上

支援の単位（おおむね児童40人以下）ごとに放課後児童支援員資格を持つ職員を2人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち1人を「放課後児童健全育成事業に従事した日から3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれる」補助員に代えることができます。

児童の自主性、社会性及び創造性等のより一層の向上に必要な知識や能力を得るため、放課後児童健全育成事業者及び従事している職員を対象とした研修や情報交換会を継続実施します。

また、国の制度に基づき支援員の勤務年数や研修実績に応じた「キャリアアップ処遇改善」や市独自に実施する処遇改善などにより、放課後児童クラブに従事している職員の処遇を改善し職員の確保や質の向上につなげます。

利用する保護者、地域の住民に放課後児童クラブの取り組みについて理解や協力をいただけるよう、学校等を通じて日々の活動など周知を進めます。

##### ウ) 地域の実情に応じた開所時間について

現在、ひまわりクラブの開所時間は18時30分までとなっています。

開所時間については、子ども・子育て会議において「働く保護者のために延長すべき」との意見や「延長せず、子どもが家庭で過ごす時間も大切にすべき」といった意見がありました。開所

時間の延長については、延長のニーズや家庭・地域の状況などを踏まえ、総合的に検討していきます。

なお、検討にあたっては、開所時間の延長に伴う支援員の確保や、利用料をはじめとした費用の増加も考慮する必要があります。

## (2) 子どもふれあいスクール

### ① 子どもふれあいスクールの実施目標

新潟市では放課後子供教室を子どもふれあいスクールと呼んでいます。子どもふれあいスクールは、小学校を活用して、子どもたちに安心安全な居場所を提供するとともに、異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流により、心豊かなたくましい子どもたちを育み、地域の教育力の活性化を図ります。実施校の全児童が対象です。

子どもふれあいスクールへの児童平均参加率を向上させることを実施目標とします。

#### 【目標事業量】

(単位：%)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	児童の平均参加率	13.4	13.7	13.7	13.8	13.8	13.9

### ② 子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

#### ア) 実施プログラムの展開

主な活動内容として①身体活動（ボール運動、卓球、竹馬、一輪車、自由遊び 等）、②文化活動（読書、囲碁、将棋、折り紙、かるた、オセロ、工作・手芸 等）、③学習活動（宿題、自主学习、補充学習、清掃などのボランティア活動 等）、④イベント活動（お泊まり会、祭り、クリスマス会、餅つき大会 等）を展開します。

また、必要に応じて活動事例集で実施プログラムを紹介し、すべての児童が参加できる学習・体験活動の実施プログラムを推進します。

#### イ) 事業の拡大

新たに実施を希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて取り組むとともに、現在実施しているふれあいスクールについても、事業内容のさらなる充実を図り、令和 6 年度までに実施校での児童の平均参加率を 13.9%となることを目指します。

#### ウ) ボランティア等の人材確保

ふれあいスクールでは、スタッフの高齢化等に伴いスタッフの確保も事業継続の課題となっています。ふれあいスクールに個別に支援をしながら、スタッフの増員を呼び掛けていきます。

### (3) 放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの一体型の実施

#### ① 一体型による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールの整備方針と目標

令和6年度までに23か所の一体型の実施を目指すとともに、両事業を行うすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

ここでいう一体型とは、両者で考えた共通のプログラムを行うことです。

放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの各関係者が連携・協力し、それぞれの特長を活かしながら実施していきます。

#### 【目標事業量】

(単位：か所)		実績(見込)	本計画期間の見込み量				
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
全市	一体型の 実施か所	20	21	21	22	23	23

#### ② 一体型、又は連携による放課後児童クラブ・子どもふれあいスクール実施の具体的な方策

##### ア) 共通プログラムの展開

ふれあいスクールで実施している「土曜プログラム」などを活用し、子どもたちにより多くの体験機会を提供していきます。その際には、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールのスタッフが連携し情報を共有し、希望する児童が参加できるように留意して実施します。

##### イ) 職員の配置・質の確保

平成25年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフ及び放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行い今後も継続していきます。

## (4) 放課後の安心・安全な居場所の確保に向けて

### ①教育委員会とこども未来部の連携について

新潟市では、「新潟市放課後子どもプラン推進委員会」を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両事業の連携や一体型の実施について、具体的に意見交換を行い、両事業を行うすべての実施校において、連携の強化を図っていきます。

### ② 放課後児童クラブ・子どもふれあいスクールへの小学校余裕教室等の活用について

放課後児童クラブについては、教育委員会や各小学校の理解を得ながら、小学校の余裕教室の活用を基本として進めます。

子どもふれあいスクールや一体型の実施については、基本的には小学校内で実施していますが、状況に応じて児童館や公民館などの施設の活用を検討していきます。

両事業や一体型の実施をはじめとする児童の安心・安全な居場所の確保に向けて、教育委員会や各学校、こども未来部が共通理解のもと、各事業の整備予定や運営状況など定期的な情報共有を図り、連携して各事業を実施していきます。

### ③ 特別な配慮を必要とする児童への対応について

特別な配慮を必要とする児童を含め、希望するすべての児童を受け入れています。

放課後児童クラブでは、特別な配慮が必要な児童に対し引き続き臨時支援員を配置して対応するほか、学校や放課後等デイサービス事業所などの関係機関とも情報共有を行い連携を図ることにより、保護者や児童が安心して過ごせるよう配慮します。

#### (参考) 放課後等デイサービスについて

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行い、学校などと連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等の活動の充実に努めています。令和元年12月1日現在、市内65事業所で児童の受け入れを行っています。

#### 【各年度のサービス見込量】

	H30	R1 (H31)	R2 (H32)
人日分(月)	10,985	11,505	12,025
人分(月)	845	885	925

※人日分(月)：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの利用日数」

人分(月)：月間のサービス利用人数

(第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画より)

### 3-3 市立保育園配置計画に関するもの

#### ◆市立保育園配置計画における今後の方向性◆

本市における保育の現状と課題（地域による保育ニーズの違い、低年齢児からの入園児童数の増加、施設の老朽化の進行、保育士不足、市立における正職率の低下（約3割）、持続可能な行財政運営の必要性等）を踏まえ、これまで以上に民間の力を活用した上で、市内すべての市立保育園等86施設（計画策定時87施設）を対象に適正配置を進めるため、平成30年10月に「新潟市立保育園配置計画」を策定しました。

計画では、各施設について、建築年数（老朽化の状況）、利用の状況、新設の民間施設を含む近隣保育所などでの受け入れの可能性、市立の必要性（基幹保育園、セーフティネット機能）等、周辺地域の状況や住民意向を考慮の上、対応時期・方針について、個別に検討・調整し、在園児への影響を最大限配慮するとともに、地域における合意形成をしながら進め、施設数についておおむね20年で半数程度、正職率について同規模政令市と同等の50～60%を目指すこととしています。

#### 【各施設の耐用年数到達時期一覧】（※1）

年度区	R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17- (2035-)	民間保育施設数 (※3)
北 (12)	太夫浜・越岡	ちとせ・早通北・ 太田・三ツ森・若葉	かやま・すみれ・ 二葉	早通南・木崎	【保】 6 【こ】 7
東 (10)	山ノ下・大山・中 野山・石山・第二 中野山・東中野山		山木戸・中山	大形・桃山	【保】 10 【こ】 22(2) 【小】 4(1)
中央 (12)	しなの・山潟	入舟	白山・敷島・流作 場・長嶺	八千代・万代(※2) ・沼垂・鳥屋野・ □-タリー	【保】 12 【こ】 30(1) 【小】 6(2)
江南 (13)	両川・ことぶき・ 曾野木・第二曾野木・ 大江山・亀田第一・亀田第二	亀田第三	横越双葉・亀田第 五	横越中央・横越小 杉・亀田第四	【保】 11 【こ】 6 【小】 1
秋葉 (5)	新金沢		新津東・小須戸	金津・矢代田	【保】 6 【こ】 9(2) 【小】 1(1)
南 (12)	新飯田	臼井・古川・にし しろね・あじほ	諏訪木・根岸・大 通・月潟	白根・大鷲・小林	【保】 4(1) 【こ】 1
西 (11)	内野・上五十嵐・ 坂井・坂井輪 ・小針	大野・寺地・山田		興野・木場・ 黒埼・なかよし	【保】 14(1) 【こ】 23(1) 【小】 6(3)
西蒲 (11)			岩室・巻・松野尾 ・七浦・なかのくち	和納・巻つくし・ すわ・漆山東・ 漆山西・かきの実	【保】 6 【こ】 4
施設数 (86)	24	14	22	26	【保】 69 【こ】 102 【小】 18

※1 耐用年数は、木造30年、鉄骨50年で整理。下線は、令和2年4月時点で耐用年数を超過している施設。（ただし、すべての施設について耐震改修済）

※2 令和2年2月に宮浦乳児と統合新設

※3 令和2年4月1日時点

【保】保育園、【こ】認定こども園、【小】小規模保育施設（ ）：うちH31以降新設

【各年度の予定】

年度		R2-6 (2020-2024)	R7-11 (2025-2029)	R12-16 (2030-2034)	R17-R21 (2035-2039)
施設数	総数	86 → 75	75 → 65	65 → 55	55 → 45
	目標	△11 程度	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)	△10 (各年度△2 程度)
方針決定済		曾野木 第二曾野木 (統合・民営化)			

【早期に対応が必要な施設】

1 既に耐用年数を超過している施設	太夫浜・越岡・山ノ下・大山・中野山・石山・第二中野山・東中野山・しなの・山湯・両川・ことぶき・大江山・亀田第一・新金沢・新飯田・内野・五十嵐・坂井・坂井輪・小針
2 新すこやか未来アクションプラン（H27～H31）において既に実行予定としている施設	<u>石山</u> ・ <u>第二中野山</u> ・ <u>白山</u> ・ <u>敷島</u> ・ <u>内野</u> ・ <u>上五十嵐</u>
3 地域別実行計画において既に検討を開始している施設	かやま・すみれ・太田・若葉・ <u>坂井</u>
4 利用児童数が20人未満の施設（児童福祉法における認可保育所の定員の下限）	<u>新飯田</u>
5 近隣に民間保育施設ができるため、受け入れの可能性がある施設	<u>山ノ下</u> ・古川

※下線は、「1 既に耐用年数を超過している施設」にも該当する施設